

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	6	担当課	土木管理課
法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	根拠条項	21・22 24・31	許認可等 の内容	解体工事業者の登録の更新
<p>(解体工事業者の登録)</p> <p>第21条</p> <p>解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 第1項の登録（第2項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。）を受けた者が、第1項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第24条</p> <p>都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 第35条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>二 解体工事業者で法人であるものが第35条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>三 第35条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）</p> <p>六 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 第31条に規定する者を専任していない者</p> <p>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>					